

昭和四十六年十二月
在外研究報告第二十一号

裁判所構内(法廷を含む)における
秩序についての欧米各国の実情

判事

角

敬

裁判所構内(法廷を含む)についての欧米各国の実情
秩序における

在外研究報告第一二十一号

目 次

一、旅行日程	一頁
二、入手資料	三頁
三、調査方法	三頁
四、各国の実情	五頁
(イ) ギリス	六頁
(1) 傍聴人に対する規制について	六頁
(2) 法廷の警備について	六頁
(3) 勾留中の被告人の法廷における看守について	七頁
(4) 証人の保護について	八頁
(5) 法廷監察権の行使について	八頁
(6) 法廷侮辱に対する制裁について	九頁
(7) 報道関係者に対する規制について	九頁
(8) 法廷の構造等について	一頁
(9) 裁判所構内の秩序維持について	一頁

まえがき

本書は、大阪地方裁判所判事角 敬氏が在外研究員として昭和四十五年一月から同年三月までの間「裁判所構内（法廷を含む）における秩序についての欧米各国の実情」の研究題目の下に調査研究した結果をとりまとめたものである。

昭和四十六年十月

(1) 学生事件の動向について	一四頁
(2) フランス	一五頁
(1) 傍聴人に対する規制について	一五頁
(2) 法廷の警備について	一七頁
(3) 勾留中の被告人の法廷における看守について	一七頁
(4) 証人の保護について	一八頁
(5) 法廷警察権の行使について	一八頁
(6) 法廷侮辱に対する制裁について	一三三頁
(7) 報道関係者に対する規制について	一三三頁
(8) 法廷の構造等について	一三三頁
(9) 裁判所構内の秩序維持について	一三三頁
(10) 学生事件の動向について	一五頁
(1) 傍聴人に対する規制について	一七頁
(2) 法廷の警備について	一八頁
(3) 勾留中の被告人の法廷における看守について	三一〇頁
(4) 証人の保護について	三一〇頁
(三) イタリア	一六頁
(1) 傍聴人に対する規制について	一七頁
(2) 法廷の警備について	一八頁
(3) 勾留中の被告人の法廷における看守について	三一〇頁
(4) 証人の保護について	三一〇頁
(四) 法廷警察権の行使について	三〇頁
(5) 法廷侮辱に対する制裁について	三一頁
(6) 報道関係者に対する規制について	三四頁
(7) 法廷の構造等について	三四頁
(8) 裁判所構内における秩序維持について	三六頁
(9) 学生事件の動向について	三六頁
(10) 学生事件の動向について	三六頁
(四) 西ドイツ	三七頁
(1) 傍聴人に対する規制について	三七頁
(2) 法廷の警備について	三八頁
(3) 勾留中の被告人の法廷における看守について	三八頁
(4) 証人の保護について	四一頁
(5) 法廷警察権の行使について	四一頁
(6) 法廷侮辱に対する制裁について	四四頁
(7) 報道関係者に対する規制について	四七頁
(8) 裁判所構内における秩序維持について	四九頁
(9) 法廷の構造等について	四九頁
(10) 学生事件の動向について	五〇頁
(五) アメリカ	五一頁

(1) 傍聴人に対する規制について	五二頁
(2) 法廷の警備について	五四頁
(3) 勾留中の被告人の法廷における看守について	五八頁
(4) 証人の保護について	五八頁
(5) 法廷警察権の行使について	五九頁
(6) 法廷侮辱に対する制裁について	六一頁
(7) 報道関係者に対する規制について	六六頁
(8) 法廷の構造等について	六九頁
(9) 裁判所構内の秩序維持について	七二頁
(10) 学生事件の動向について	七三頁
合計	七四頁

(1) 傍聴人に対する規制について	七四頁
(2) 法廷の警備について	七五頁
(3) 勾留中の被告人の法廷における看守について	七六頁
(4) 証人の保護について	七六頁
(5) 法廷警察権の行使について	七七頁
(6) 法廷侮辱に対する制裁について	七八頁
(7) 報道関係者に対する規制について	七八頁

(8) 法廷の構造等について	七八頁
(9) 裁判所構内の秩序維持について	七八頁
(10) 学生事件の動向について	七八頁

六、むすび

日本大使館等の職員に依頼したり、その斡旋により通訳人を雇い入れた場合もある。

(3) 調査についての最大の支障は、先方との面談時間が限られていることであった。調査事項が広範囲であるのに面談時間が十分とれず、極端な場合には昼休時間だけしか面談時間を貰えない場合もあり、而も、通訳人を通じての面談であるので、通訳人に法律的素養がない場合には先方の説明を十分理解できず、そのために時間を空費するといった場合もあり、全般的に十分な調査はできず、広く浅い調査に終わってしまった。

四、各国の実情

イギリス

(1) 傍聴人に対する規制について

この点について明文の規則はない。傍聴券は、特別傍聴人（判事の友人等で一般傍聴人とは別の席に坐る）に発行されたことはあるが、一般傍聴人に発行された例はない。一般傍聴人は先着順に入廷させることによりその数を制限しているのが実情である。

傍聴人の服装は法廷にふさわしいものでなければならぬのは当然である。ヘルメット、腕章、セッケン等が問題となつた例はないが、例えば、学生運動の示威手段としてそれらのものを着用したような場合には禁止すべきであるとの意見であった。

イギリスでは、裁判所構内においては法廷の内外を問わず写真撮影は厳禁されているので、傍聴人がカメラをあつた。

法廷に持ち込むことは禁ぜられており、武器等の危険物の持込みも禁ぜられる。ビラは法廷内で撒かれるおそれがあるときは持込みを禁止される。中央刑事裁判所の例であるが、五、六人の者が構内でビラを撒いていたので法廷へ持ち込まないよう注意したことがあるらしい。

傍聴人の所持品を検査した例はないが、例えば、警察から法廷内の傍聴人が危険物を所持しているらしいとの通報があった場合とか、振舞のおかしい傍聴人がいる場合には、所持品検査をすべきであるとの、意見であった。

法廷内で傍聴人がメモをとることは、裁判が公開されている以上禁止する根拠がないから許されるとのことであつた。

(2) 法廷の警備について

法廷の警備は警察官が担当している。この点について法律の明文はなく、警察官は、裁判長の派遣要請に基づくことなく一般的な治安維持の職責上法廷警備に当たっており、これは市街をパトロールして治安維持に当たるのと同様の考え方に基づく。そして、このような警察官の法廷警備は大昔から慣習的に行なわれているとのことである。勿論、イギリスでも裁判長が警察官の派遣を要請することはできるが、これは民間人が自宅に異変がある場合に警察官の派遣を求めるのと同じ理屈による。

警察官は、通常一法廷に一人か二人位の制服の警察官が配置されている。^(註1)被告人が危険な人物である場合には警察官を増員することができるが、それも通常警察側の判断によつて行なわれる。警察は拘置所から聞くなどの方法により事件の性質を知っているからである。法廷警備に当たっている警察官に対し裁判長の指揮がおよぶこ

裁判所構内についても警察官が秩序維持に当たっている。裁判所が派遣を求める場合もないではないが、警察が独自の判断で警備に当たるのが普通である。中央刑事裁判所では、造船所の労働者が裁判所を取り巻いたりとがあったが、このときも裁判所の要請を待つまでもなく警察官が来らしい。

庁舎管理機構については明確な説明は得られなかった。クック氏の説明によれば、財産管理の面では、Local Authorities の責任のため Chief Judge が管理に当たっているのではないかと思ふのじみであった。

(1) 学生事件の動向について

学生のデモはトラファルガル広場でよく行なわれるが、無届デモではなく、一部のはね上がりがある程度であって、余り過激ではない。四、五回大きなデモがあり、四、五〇人検挙された由である。

学生事件はその殆どが Magistrates' Courts で処理され、罰金等の軽い処罰で終わっていることである。中央刑事裁判所では、半年位前に一五人位の暴動を起こした学生の事件（ギリシャ大使館を占拠した事件）が係属したが、被告人の態度は立派であり、傍聴人のうち若干名が騒いで退庭させられた程度であった。処分については、罰金刑に処せられたり、プロミーションに付されたものが殆どであり、専門の Agitator が一人一ヶ月の懲役に処せられただけであった。四季裁判所には学生事件は係属したことはない模様である。大使館の職員に聞いてみても、学生が裁判所で大騒ぎを起こしたとの新聞記事を読んだ人はいないようであり、イギリスでは、裁判所における秩序維持の面で学生事件を特別視するほどの状態ではなくそうである。クック氏の説明によれば、イギリスの社会は、元来落着いた社会であるから、過激な学生が多少いても学生運動は育たないと思ふとのじみであった。

11 フ ラ ン ス

(1) 傍聴人に対する規制について

この点については、刑事訴訟法第四〇一条が、未成年者の入廷を禁じ、民事訴訟法第八八条が、「法廷に出席する者は脱帽し、敬意を払い、静粛にしなければならない」と定めているほかは明文の定めは見当たらない。傍聴人は先着順に入廷させ、傍聴券なし整理券は発行していない。唯、着席券や判事の友人等に対し招待券を渡すことはある。

服装については、奇異な服装は禁じられ、武器等の危険物の法廷への持込みは勿論禁じられる。私が見学した法廷では、傍聴人はオーバーを着用しており、婦人は帽子をかぶったり、スカーフをつけていたりしていた。傍聴人の服装は法廷の入口で憲兵によつてチェックされる。

傍聴人が法廷内でメモをとることは、禁止する根拠がないから許されるとのことであった。

(2) 法廷の警備について

フランスでも、法廷警察権は裁判長が有するものとされている（刑事訴訟上は、重罪法院について第三〇九条、輕罪裁判所について第四〇一条、控訴院について第五一二条、第四〇一条、違警罪裁判所について第五三五条、第四〇一条、破棄院について第六〇一条、民事訴訟法上は、第八八条後段）。裁判長は、この法廷警察権に基づ

○○人の学生事件が係属したが、現在審理中のものはない。

学生事件の公判の際は、パリの憲兵隊が裁判所の周囲を警備し、騒ぎを起しそうな学生を事前に排除し裁判所に入れなかったので、裁判所内で騒ぎが起るということはなかった。傍聴人は傍聴席一杯に入れたが、傍聴人一部が弁護人の弁論中拍子をして退廷させられるということが稀に生じた程度で特に混乱はなかった。法廷侮辱で处罚されるということもなかった。審理は極めて迅速に行なわれ、处罚は概して軽く、その上に一九六八年^{註3)}の恩赦により更に軽くなった。

(註1) パリの道路の敷石は、煉瓦大又はその半分位で投石用として手頃である。ヘルメットは、最近日本の真似をしてかぶるようになった。

(註2) 司法省でも学生事件についての統計的資料は作成されていない。

(註3) 最も重い刑で三月（執行猶予）であった。これに対し、地方裁判所の Bauvier 氏によれば、裁判所は学生運動に対する中和的意図で軽い処分をしたような口吻であった。これに対し、地方裁判所の Arnaud 判事によれば、裁判所の処分が軽かった上に恩赦により更に軽くなったことが学生運動にとって結果的に好影響をもたらしたものとある。だが、日本大使館の職員の説明によれば、フランスでは学生運動に対し最初政府が強力な弾圧政策をとったところ、労働者が学生と結びついたためその後和政策を打ち出し、そのため裁判所も学生事件に対し軽い処分をしたものと推測されるとのことであった。なお Arnaud 判事は一九六八年五月に発生した学生事件の審理に当たった人であるが、同判事の説明によれば、フランスでも学生事件は裁判所内においては特別視するなどの問題は生じていないとのことであった。

三 イ タ リ ア

(1) 傍聴人に対する規制について

この点については、刑事訴訟法に次の諸規定^{註1)}があるほかには規則の定めはない。

第四二六条 身柄保護の処置を受けたことがあるか又は現に受けている者、怠惰癖、放浪癖或いは人身又は財産に対する犯罪癖の持主として知られている者、精神病患者、酩酊者および品性にもとる服装の着用者に対しては、傍聴席ならびにその隣接場所への立入りおよび滞留を阻止しなければならない。

同禁止条項は、一八才以下の年令と見られる者に対しても有効である。

上記の者のいずれかが証人として出廷しなければならない場合でも、その者の出席が最早必要でなくなれば直ちに退去させる。

裁判長又は簡易裁判所判事は、秩序、良俗或いは品位を理由としてその出席が必要と思われない他の如何なる者もを傍聴席から退去するよう命令することができる。

更に、秩序又は衛生の理由から傍聴席への入場許可を一定の人数に制限することができる。

裁判長又は簡易裁判所判事は、傍聴席に一般人のための特別席を設けることはできない。

本条に記載された措置は職権又は検察官の請求により口頭で何らの方式なく講じられるものである。

この措置は直ちに実行されなければならない。

第四三四条 法廷に出席する者は、頭に何もかぶらず、敬意を表し、且つ静肅にしていなければならぬ。

武器又は人を傷つけたり苦しませたりするのに適した物品を持ち込むこと、騒動を起すこと、人を威嚇したり挑発したりするような態度、又は裁判の威儀に反する態度をとること、或いは方法の如何を問わず意見や感情を表明することを禁止する。

法廷の治安に関する権力を行使する者の命令によつて、違反者は、逮捕の対象として不適当な場合には法廷から放逐された上引き続き審理に出席することを禁止される。

上記の規定は被告人にも適用されるが、被告人の退庭はその命令が下された法廷に限られる。裁判長又は簡易裁判所判事の命令によつて、或いは裁判官欠席の場合には検事の命令によつて、時の如何を問わざ退庭させられた被告人は、出席しているものとみなされて事实上あらゆる面に亘つて弁護人によつて代理される。

傍聴人に対する規制は実際上は警察官によつて行なわれる。傍聴人は劇場と同じように行列を作らせ、先着順に入廷させている。従つて傍聴券は発行しない。

傍聴人の服装は普通の服装でなければならないが、法廷内でオーバーを着用することは許されている。ヘルメットや腕章については例はないが、そのような物を身につけるのは他の者を刺激するから許されないとのことである。傍聴人が法廷内でメモをとることは、裁判が公開されている以上禁止すべきではなく、一般に許されていることである。

(註1) 刑事訴訟法の規定の訳文は大阪外国语大学の荒谷次郎氏が翻訳されたものである。

(2) 法廷の警備について

法廷の警備は警察官又は憲兵によつて行なわれている。

裁判長が法廷警察権に基づいて警察官等の派遣を要求し得る点についての直接の明文は存しないとの説明であったが、「イタリアの司法制度」と題する在イタリア日本大使館報告書(外務省欧亜局西欧課昭和四〇年一〇月)一頁によれば、イタリアでは一九四一年一月三〇日付で司法制度に関する勅令(我が国の裁判所法と検察官法を一つにしたようなもの)が制定され、裁判官は職務上必要があれば司法警察を指揮して裁判上必要な一切の措置をとらしめる権限がある旨説明されている。憲兵は一般警察としての性格をも合わせ持つてゐるから、裁判官が法廷警察権に基づき憲兵の派遣を求めることが可能である。

ローマの裁判所ではどの法廷にも常時警察官又は憲兵が警備に当たつており、通常は一法廷に一人か二人の警察官又は憲兵が配置されているが、事件の重要度により適宜増員される^(註2)。私の見学した地方裁判所の或法廷では、憲兵が一人警備に当たつていたし、重罪法院では、裁判官席の後方に礼服を着けた憲兵二人が直立不動の姿勢で立っているほかに憲兵二人が法廷内を警備していた。警察官や憲兵は法廷の入口で傍聴人をチェックし、審理が始まると法廷内を警備する。学生事件や労働事件等法廷の混乱が予想される事件については、百人内外の警察官等の派遣を求めて法廷外に待機させていたとのことであつた。なお、廷吏が通常一法廷に一人宛配置されており、廷吏は法廷の秩序維持の任務を有するが、実際には証人を案内して宣誓をさせたり、事件の呼上げをしたりなどの仕事だけを担当している。

(註1) 憲兵はカラビニエリと呼ばれている。カラビニエリは軍事的性格と警察的性格を合わせ持ち、前者の性格においては国防大臣に所属し、一般警察としての性格においては、内務大臣の下にあって内務省警察と同様の任務に服する。その活動の重点は、非都会地や國家的施設の警備、群衆犯罪の取締に置かれている(「イタリア公安行政」在伊大使館報告外務省欧

(9) 裁判所構内における秩序維持について

ローマの裁判所以外の裁判所は財産的にはその所在県（九六県）に所属し、各県庁が財産的管理に当たつており、ローマの裁判所は財産的には国家に帰属し、国の管理事務所が裁判所内に設置されて財産的管理に当たつている。従つて、例えば裁判所の法廷内でテレビ撮影をしようとする場合には、裁判長のみならず右管理事務所の許可を要し、法廷外でテレビ撮影をしようとする場合には、右管理事務所の許可を受けなければならない。

裁判所構内の治安維持は警察官又は憲兵によつて行なわれる。ローマの裁判所構内には、當時警察官又は憲兵が要所要所に配置されて警備に当たつてゐる。これは警察官や憲兵の国家的施設警備の職責上警備に当たつてゐるものと思われる。勿論裁判所内にデモ隊が侵入したような場合には裁判所長が警察官等の派遣を要請することもできるが、実際には所長の要請を俟つまでもなく警察の判断によつて警備が行なわれる。なお、府舎管理権については余り意識されておらないようであり、納得し得る説明は得られなかつた。

(10) 学生事件の動向について

イタリアでも学生運動^(註1)は下火になつてゐるが、一時はかなり激しかつたようである。道路の敷石をめくつて投石し、火炎瓶を投げ、棍棒を振るつたりするのは日本と同じである。学生運動はローマよりも北部のミラノやフローレンス地方の方が激しい。

ローマの地方裁判所に係属した学生事件は一〇件位であり、いずれも裁判中である。学生事件を審理する際は、憲兵が裁判所の周囲にピケを張り、法廷にも制服、私服の警察官を多数入れ、警察官を傍聴人席に坐らせる

ことによつて傍聴人の数を制限するなどの措置をとつた。^(註2) そのために学生事件の法廷は余り荒れないとのことであつた。

(註1) イタリアの学生運動は全国的組織を有しない。大学の占拠が常套的戦術である。最近労働者とのつながりも出来たが、共産党とのつながりはない。一九六九年前半は特に激しく、大学に警察官が導入された。然し、イタリアでは学生が警察官に真向から対立するということではなく、この点で日本程過激ではない。ヘルメットは使用していない。一九六九年一二月ミラノとローマで銀行に爆弾を仕掛けた事件が発生し、死者一人、負傷者一〇六人に達し、アナキスト八人が犯人として逮捕されたが、この事件には共犯者として学生が加担していいたらしい。学生のデモに際し死亡した学生は合計六人であり、うち五人は警察官の拳銃で撃たれて死亡したものであり、警察官も一人死亡している。一九六九年に北部のピサ大学の教師がデモを指導したかどで懲役一〇年に処せられている。学生事件で法廷が荒れたという記事は見たことがない。(以上は日本大使館の勝山亮書記官の説明である。)

(註2) 刑事訴訟法第四二三条によれば、傍聴者の側から審理の平靜を乱すよう示威行為を招来すべきときは、審理全體又は若干の場面の傍聴禁止措置をとり得ることになつてゐるが、学生事件についてもそのような措置はとられていない模様である。

四 西 ド イ ツ

(1) 傍聴人に対する規制について

この点については、裁判所構成法第一七五条が、「相当の年令に達しない者および公權を有しない者又は裁判所の威儀にふさわしからぬよう認められる者は公判廷への入廷を拒むことができる。」と規定しているほかには規則は見当たらぬ。普通は傍聴券を発行していないが、学生事件の際傍聴券を発行して傍聴人の数を制限したこ

とがある。それはケルン区裁判所の例であるが、その際は、裁判所の建物の廻りを警察官が警備した上、法廷の入口を限定し、入口に法廷警備長 (Justizwachtmeyer) を「三人配置して傍聴人の入廷を整理した。

傍聴人の服装は第三者からみて異常と思われるものでなければよい。或グローブが制服まがいの衣服例えはカーニバル用の帽子をかぶつたりするのは、法廷の威厳を害するから許されない。学生事件の際学生がヘルメットを法廷に持ち込んだり腕章を着けて法廷に入る例はない。

傍聴人の所持品検査については、ケルン区裁判所では例はないが、武器等を所持している疑いがあれば所持品検査をしてよい。ハンブルク区裁判所では、学生が腐った卵等を持参して裁判官に投げつけたりしたことがあつたので、学生事件の際法廷の入口で法廷警備長や警察官によって傍聴人の所持品検査をしたことがある。^(註2)

傍聴人がメモをとることについては、ハンブルク区裁判所では許されているが、ケルン区裁判所では禁止されている。裁判が公開されてくることがメモを許す根拠に結びついているようであり、ケルン区裁判所のヘルツヒ判事は、メモを禁止する根拠として、裁判の口頭主義を挙げ、審理経過は書記官が記録すれば足りると説明していた。

(註1) デモの際のヘルメット着用は一九六九年春から多くなり、ベルリンでは約半数がヘルメットを着用しているが、法廷にまでヘルメットを持ち込むことはない。ヘルメットは防寒用であり、日本のようにシンボル視されではない。

(註2) このような場合に所持品検査をなし得る州法があるとのことであった。

(2) 法廷の警備について

法廷の警備は第一次的には法廷警備長によつて行なわれる。法廷警備長は執行および保安の任務を有する。^(註1) 西

ドイツの裁判所構成法第一七六条は、「法廷内における秩序を維持するのは裁判長の任である」と定め、裁判長が法廷警察権を有することを定めており、裁判長がこの法廷警察権を行使するについて用いる手段は命令 (同法第一七七条) であるが、その執行のため必要ならば法廷警備長の補助を受けることができ (刑事訴訟基準第一〇条第四項)^(註2)、同基準の同条同項後段によれば、「法廷警備長は、開廷中はできるだけ他の任務をすべて免ぜられ、法廷にいる者特に被告人および傍聴人を監視し、不当な行状をすべて裁判長に知らせ、又急迫した危険があるときは、自主的にこれに干渉しなければならない。」と定められている。^(註3) 次に、裁判長は、必要な場合には、その法廷警察権の行使を補助する法廷警備長をして強制力を用いさせることができる。法廷警備長が強制力を用いる場合に従うべき法律としては、連邦の執行公務員が公権力を行使する場合の直接強制に関する一九六一年三月一〇日の法律がある。^(註4) 同法第一条は、「連邦の執行公務員は、その職務の適法な執行について許される直接強制を用いる場合には、本法の規定に従わなければならない。」と定め、同法第六条は、「連邦の執行公務員とは左に掲げる者をいう」と定め、連邦の執行公務員につき、「連邦の裁判所および連邦司法官庁の公務員であつて執行および保安の任務を与えられた者」と規定している。^(註5)

法廷警備長は制服制帽を着用している。

裁判長はその法廷警察権に基づく命令の執行のため法廷警備長を用いることができる」とは前記のとおりであるが、裁判長は更に必要な場合には一般の警察を用いることができる。(Schwartz-Kleincknecht, a. a. o. s. 950)

従つて、法廷の警備は一次的には法廷警備長により、二次的には警察官によつて行なわれることになる。

通常は一法廷に一人の法廷警備長が配置されているが、混乱が予想される場合には一法廷に数人配置されることがある。それでもなお不十分な場合には警察官を法廷に配置する。警察官は、学生事件等に限らず、狂暴な被

五 アメリカ

(1) 傍聴人に対する規制について

この点について特別の規則はない。

傍聴人の数は通常傍聴席の数^(註1)によって制限され、立見が許されるか否かは裁判長の自由裁量による。傍聴人は先着順に入廷を許され、傍聴券の発行は一般になされていないが、シカゴ・エイト（後にセブンとなる）事件^(註2)の際には、傍聴人が前日から多数詰めかけたので、傍聴券を発行して傍聴人の数を三六人位^(註3)に制限したようである。又広く一般の関心を集めている事件では、報道関係者に傍聴券を発行することがあるとのことである。シカゴ・エイト事件では、報道関係者に対して執行官の署名した通行証^(註4)を発行し、法廷に入る際にこの通行証の提示を求めたとのことである。

傍聴人の服装は通常規制されることはないが、最近ペンシルバニア州の下級裁判所が婦人弁護士にミニスカートで出廷することを禁じたのに対し、控訴裁判所がその決定を破棄した例がある。又シカゴ・エイト事件では、コートの着用や男性の鞄の持ち込みを禁じたことがある。

傍聴人の所持品検査や身体検査も一般的になされていないが、シカゴ・エイト事件の際には、爆発物が法廷に持ち込まれるおそれがあつたため、執行官代理四人ないし六人が、法廷入口の廊下において傍聴人の所持品検査^(註5)を行なつたとのことである。

傍聴人が法廷内でメモをとることを禁ずる法律や規則はない。最高裁判所の *Imley* 氏の説明によれば、傍聴

人が証言をメモして後日証人を脅迫するおそれがあるため、裁判長はしばしば傍聴人がメモをとることを禁ずることであつたが、ニューヨークやサン・フランシスコの連邦地方裁判所での説明やサン・フランシスコの上級裁判所 (Superior Court) から得た回答書によれば、傍聴人がメモをとることは一般的に許されているとのことであつた。ニューヨーク連邦地方裁判所主席判事 Jacob Mishler 氏の回答書によれば、同判事の閑与した広く一般の関心を集めた公判において、或漫画家が公判参加者の諷刺画を描くため法廷の最も目立つところに陣取つたので、同判事は彼を目立たないところへ移らせたことがあるとのことである。同判事の説明によれば、誰もが持つメモをとる権利を妨害したくない理由は、言論と出版の自由を剝奪してはならないという米国憲法修正第一条に帰することができるが、それは又修正第六条の公開裁判を受ける権利にも関係してくるとのことである。

(註1) サンフランシスコの州裁判所では、法廷入口のドアに傍聴人の収容定員を掲示してあるとのことである。

(註2) 一九六八年八月シカゴで開かれた民主党全国大会の際、会場内でデモ隊が警察官と衝突して起訴された事件であり、詳細は法曹第三三五号三八頁以下に紹介されている。

(註3) 傍聴席全部を使用すれば一〇〇人位は十分収容できる。

(註4) ピアポンント対オハイオ州事件についてのオハイオ州控訴裁判所の判決（一九三四年六月一八日言渡、195 North Western Reporter 264 所収）によれば、被告人ピアポンントは強盗罪で服役中の友人ディリンガーと共に逃走したが、両名共逮捕され、仲間五名と共に監獄官吏を射殺してディリンガーと共に逃走したが、両名共逮捕され、ピアポンントは殺人罪で起訴されて公判に付された。デリンガーはその後拘置所から逃走し、ピアポンントの公判当時未だ逮捕されておらず、さきに自分を脱獄させてくれたピアポンントらに対する恩返しとして同人らを救出して逃走させることを図つていると報ぜられていた。このような状況下でピアポンントの公判が行なわされたが、その際、裁判官又は軍司令官の署名のある通行証を提示した者だけに入廷が許された。（以上は最高裁判所事務総局刑事局第三課作成の「アメリカにおける法廷警備の若干の事例」と題する翻訳資料によつた。）

(註5) 右ピアポンント対オハイオ州事件の公判の際は裁判所の周囲に軍隊の警戒線を張ることが許されたが、この警戒線で身

体検査が行なわれた。（以上は右最高裁判所の翻訳資料によった。）

(註⁶) 尤も、判例時報第六二二号一七頁の在外法曹通信によれば、昭和四年夏キャリフォルニア州サンラファエロにおいて裁判官がショットガンで殺害されるという事件が発生して以来、連邦最高裁判所の入口の一つは閉ざされ、他の入口には守衛が立っていて、すべてのブリーフケースないし荷物は検査されることになった。ニューヨークの第一審州裁判所では、裁判所に入らうとする者に対して所持品検査が行なわれるようになった。大都市の裁判所では、ダイナマイト、銃、ナイフ等を発見するため金属検査器が備えつけられ、武装した警察官が市民の身体検査を行ない、更に、回転テレビが裁判所構内を見守っていることが少くない。婦人のハンド・バッグの中味もチェックされ、弁護士のブリーフケースも明けて検査されるとのことである。

(註⁷) 所持品検査は、服の上からわったりハンド・バッグを明けさせたりする程度のものであり、女性の傍聴人に対する検査は検査は女性がこれを行ない、検査に応じない者は入廷させなかつたことである。弁護人や報道関係者に対する検査はしなかつたようである。

(2) 法廷の警備について

連邦の裁判所の法廷警備は主として執行官 (Marshal) 又はその代理者 (Deputy) によって行なわれる。執行官制度については、合衆国法典第一八編に規定されている。執行官には、大統領の任命する合衆国執行官 (United States Marshal) と裁判所の任命する執行官 (Marshal) とがある。合衆国執行官は大統領が上院の助言と承認によって各裁判地区につき四年の任期で任命するもので（第五六一条(a)項、(b)項）、合衆国の権能に基づいて発せられるすべての適法な令状および命令の執行等を行ない（第五六九条(b)項）、これらの公務の遂行等については法務長官の指揮、監督を受ける（同条(c)項）。合衆国執行官は当然に地方裁判所、自己の裁判地区で開廷する控訴裁判所ならびに自己の裁判地区（ニューヨークの南部および東部地区を除く）で開廷する関税裁判所の執行官であり、各裁判所の裁量によって出廷を求められる（同条(a)項）。地方裁判所の執行官は裁判官の

承認を得て当該地方裁判官の決定する四名以下の執行吏 (Bailiff) を雇用することができる（第七五五条第一項）。この執行吏は、法廷に出席し、秩序を維持し、大陪審および小陪審に付き添い、裁判官又は執行官の命するその他必要な職務を行なう（同条同項）。

控訴裁判所の執行官は当該控訴裁判所又は当該裁判官の承認を得て必要な執行吏を雇用することができる（第七一三条(d)項前段）。この執行吏は、法廷に出席し、秩序を維持し、裁判所、裁判官又は執行官の命する必要な職務を行なう（同条同項中段）。裁判所の任命する執行官としては、先ず第一に合衆国最高裁判所の任命する執行官がある（第六七二条(a)項）。最高裁判所の任命した執行官は合衆国首席裁判官の承認を得て必要な補助者等を任命し、その報酬を決定する権限を有し（同条(b)項）、開廷中法廷に出席すること、裁判所又は裁判官の発する令状等を送達、執行すること、裁判所又はその職員の使用するすべての財産を管理すること等の職務を行なう（同条(c)項）。次に、コロンビア地区控訴裁判所は執行官を任命することができる（第七一三条(c)項）。この執行官は、開廷中法廷に出席し、裁判所の庁舎を管理し、その管理員を監督し、裁判所又はその職員の使用する合衆国のすべての財産を管理し、裁判所の命するその他の職務を行なう（同条同項）。更に、関税裁判所も執行官一名および執行官代理数名を任命することができる（第八七二条第一項）。この執行官はおよびその代理は、開廷中法廷に出席し、裁判所の発するすべての令状および命令の送達、執行等の職務を有する（同条第二項）。

合衆国執行官は大統領の任命する司法省の役人であり、地方裁判所には一人宛執行官が配置されており、執行官は必要な数の執行官代理 (Deputy Marshal) を雇用して事務を行なっている。通常執行官は法廷には出席せず、その代理者が一人か二人出席している。特別の場合には増員することができる。執行官又はその代理者は法

五、総合

七四

前項において欧米主要五ヶ国の裁判所における秩序について実情を明らかにした。そこで、本来ならば各調査項目毎に実情を詳細に比較検討すべき順序になるところであるが、何しろ短期間のうちに広範囲の調査を余儀なくされ、詳細な論述をするには余りにも資料不足というほかはないので、以下主要な項目について簡単な比較検討を試みることとする。

(1) 傍聴人に対する規制について

傍聴人の規制については、イタリア刑事訴訟法がやや詳細な規定を設けているほかには、我が国裁判所傍聴規則のような詳細な規定は見当たらない。

傍聴券は原則として発行せず、先着順に傍聴人の数を制限するのが大勢のようである。傍聴人の数の制限で参考になるのは、前記シカゴ・エイト事件の際の例であろう。この場合は、傍聴席の収容能力が一〇〇人位であるのに傍聴人を三六人位に制限している。法廷の秩序を維持するためには、法廷の管理能力に見合う程度に傍聴人の数を制限することが先決問題であろう。尤も、ローマの地方裁判所や西ドイツの州の裁判所のように、警察官や警察学校の生徒を多数傍聴人席に入れることによって傍聴人の数を制限するのは問題である。

法廷への武器の持込みをおそれて傍聴人の所持品検査や身体検査を行なう例としては、現在のところアメリカだけのようである。アメリカでは、昭和四五年夏発生したサンラファエロにおける裁判官殺害事件以来所持品検査や身体検査が一般化しつつあるが、このような傾向がアメリカのみの特有現象に終われば幸いである。

傍聴人がメモをとることの許否については、西ドイツのケルン区裁判所以外は概ね許されているようであり、裁判公開の原則をその根拠として挙げている。この点については、平野教授の「刑事訴訟法」一六六頁に、「裁判の報道は、裁判の公開、法廷の秩序および報道の自由の三つの面から考えなければならない。裁判が公開される以上、言語による報道は、報道の自由の原則の適用として当然に許され、裁判所は、これを禁止することはできない。その報道の準備活動も、法廷の秩序を乱さない限りこれを禁ずることはできない。報道関係者だけでなく、一般の傍聴人についても同様で、裁判長は法廷の秩序を乱さない限り傍聴人がノートをとることを禁止できない（不正確にノートされるおそれがあるという理由で禁止するのは不当である。）」と述べてあるが、傍聴人が法廷でメモをとることは、裁判公開の原則と必然的には結びつかないにしても、この原則の趣旨に照らして法廷の秩序を乱さない限り自由に認められるべきであろう。^{〔註1〕}

〔註1〕 千葉裕「法廷における傍聴人のメモ作成について」判例タイムズ第三二八号八四頁以下参照。

(2) 法廷の警備について

この点については、イギリス、フランス、イタリア型と西ドイツ、アメリカ型に分かれる。前者の国では、警察官や憲兵が法廷の警備に当たるのに対し、後者の国では、裁判所の警備員（但し、いずれも身分的には司法省に所属している）が一次的に法廷の警備に当たっている点で重要な差異がある。我が国の警備員は身分的にも裁判所の職員であり、この点において西ドイツの法廷警備長やアメリカの執行官とは異なるが、我が国の法廷警備は、類型的には西ドイツ、アメリカ型に属するものといえよう。

イギリス、フランス、イタリアでは、警察官アレルギーが比較的弱いために伝統的な警備体制が維持されている

ものと思われるが、捜査機関である警察官等をして一次的に法廷警備に当たらせるのは法廷警備のあるべき姿ではないと思う。法廷の警備は、一次的にはやはり裁判所の警備員によってなされるべきものであろう。そして、裁判所の警備員によって一次的に警備するためには、警備員は西ドイツの法廷警備長やアメリカの執行官のように或程度専門化される必要がある。

(3) 勾留中の被告人の法廷における看守について

ヨーロッパでは、勾留中の被告人は概ね柵のある Dock 内に収容されており、これは被告人の看守という点では便宜であるが、法廷内で被告人に拘束感を与えるという点で裁判の理想に反する。この点アメリカにおいて被告人を弁護人と同じテーブルに同席させている点は注目すべきであろう。被告人の看守の方法については、アメリカでは、被告人に威圧感を与えないため看守者が被告人から少し離れた場所に位置しており、西ドイツのハンブルグでも同様の配慮が払われている。

被告人の看守に当たる者も、監獄官吏であったり、法廷警備員であったり、国によつて異なるが、フランス、イタリア、アメリカのように、監獄官吏以外の憲兵や執行官が被告人の看守に当たつてゐる点およびそれらの者が被告人の押送事務をも担当している点は、警備員の専門化に際し事務負担量の点で参考になろう。

(4) 証人の保護について

この点については特に取り上げるほどの問題はない。

(5) 法廷警察権の行使について

法廷警察権の行使を実効あらしめるためには、法廷警察権に基づく命令が確実に執行されることが必要であるが、イギリス、フランスおよびイタリアでは法廷警察権行使の補助者は警察官又は憲兵であるので、法廷警察権に基づく命令は確実に執行されているようであり、西ドイツやアメリカでも、専門の警備員である法廷警備長や執行官によって法廷警察権の行使が補助されるので、法廷警察権に基づく命令は概ね確実に執行されているようである。

又法廷警察権に基づく命令を完全に執行するには傍聴人の数の制限も重要であるが、その適例は(1)項に掲げたシカゴ・エイト事件の例であろう。

法廷警察権行使の補助については、西ドイツの法廷警備長やアメリカの執行官は、傍聴人の秩序びん乱行為に対して独自に先づ注意を与え、それに従わない場合に始めて裁判長の命令を仰ぐというのが実情のようであるが、このような取扱いがなされる理由としては、裁判長が法廷において絶えず法廷の秩序に気を配らなければならぬいうでは法廷の尊厳に似つかわしくないとの点が挙げられており、この点は我が国でも参考になろう。

(6) 法廷侮辱に対する制裁について

この点については、殆ど調査らしい調査もしていないが、特筆すべき点としては、イギリスでは法廷侮辱による制裁例が極めて少なく、弁護士に対する制裁例は皆無といえる状態であり、法廷侮辱に対する制裁制度が文字どおり伝家の宝刀として慎重に運用されているのに対し、アメリカでは同じく「法の支配」を伝統とする国であります。

ら弁護士に対する制裁例もかなり多く、而も、最近シカゴ・エイト事件の如き極めて峻厳な制裁例があらわれている点である。凡そ法廷の秩序を維持するには、警備の充実ということも必要であるが、裁判と警備とは本質的に相容れない観念であり、法廷の秩序維持の問題を根本的に解決するのは、法廷侮辱に対する制裁制度を適切果斷に適用し、法廷の秩序を乱した者は必ずや制裁を受けることを訴訟関係人や傍聴人に自覚させることである。このような意味において、アメリカにおいて法廷侮辱に対する制裁がかなり果斷に適用されていることは首肯できるが、前掲シカゴ・エイト事件で四年もの重い刑が言い渡された点については批判の余地もあるう。

(7) 報道関係者に対する規制について

この点については、既に田中勇判事が前掲在外研究報告書に基づいて報告されているので省略することとする。

(8) 法廷の構造等について

(3)項において述べたように、ヨーロッパでは、殆どの国において、勾留中の被告人を収容するために柵のあるDockが設けられている点が特色であるが、これは前近代的な設備であつて見習うべきものではない。その他法廷の秩序維持上特に参考になる点は見当たらない。

(9) 裁判所構内の秩序維持について

この点については、各国共庁舎管理権という問題について我が国ほど明白に意識されてはいないようであり、勿論、我が国の庁舎管理規程のような規則も見当たらない。我が国と同様の庁舎管理機構を持つ西ドイツにおいて

- (10) 学生事件の動向について

も、庁舎管理権の理論的根拠は十分究明されていないし、将来我が国のような管理規則をつくる必要も感じていないようである。

裁判所構内の直接の警備担当者については、法廷の警備と同様イギリス、フランス、イタリア型と西ドイツ、アメリカ型に分かれる。前者の国では、警察官や憲兵が警備に当たるのに対し、後者の国では、裁判所の警備員が一次的に庁舎の警備に当たっている。西ドイツでは、庁舎管理のために警察官の派遣を要請することもかなり行なわれているようであり、庁舎管理権と法廷警察権の連絡調整の実情も我が国と類似している。

私に与えられた研究題目について調査研究するとすれば、やはり学園紛争に絡むいわゆる学生事件の実情についての調査研究が中心とならざるを得ないわけであるが、何しろこの種の部門はいわば裁判所の恥部ともいえる部分であり、國によつては実情をさりげに出したがらない様子が窺われ、その実情についても真相をそのまま把握し得たとは思えない。然しながら、おぼろげながらといふ限定を付することが許されるならば、或いはその実情を把握し得たといえないのでない。

そこで、この学生事件を中心とする欧米各国の裁判所における秩序について実情を比較すると、イギリス、フランスおよびイタリアについては、多少の差異はあるにしても似たような実情であり、学生事件において裁判所の秩序がそれほど強く乱されているとはいえない状態である。これに対して西ドイツにおいては、我が国ほどではないにせよ学生事件によつてかなり激しく裁判所の秩序が乱されているようであり、又アメリカでは、学生事件は殆ど問題にされないで、むしろブラック・パンサーに関する事件の審理に關し裁判所の秩序維持の問題がかなり深刻化

しているようである。

八〇

ところで、同じ学生事件でありながら各国において秩序びん乱の程度についてこのような差異が生じている原因については、各国の制度とその運用のほか、国情、国民性、学生運動の組織力等いろいろの要素が絡み合っているものと思われ、その原因を明確に把握することは困難である。イギリスでは、クック氏の説明のようにその国情が最も影響しているように思われるし、又イギリスを始めフランスやイタリアでは、社会における種々の権威が戦後なお否定されずに残存している点が影響していることも否定できない。他方、イギリス、フランスおよびイタリアにおいて憲兵や警察官が法廷内の警備に当たっている点、フランスやイタリアの如く、学生事件の審理の際憲兵が裁判所の周囲にピケを張り、騒ぎを起しそうな学生を事前に排除するといった警備の実情、更には、ローマの地方裁判所のように、傍聴人席に多数の警察官を入れることによって傍聴人の数を制限するといった強硬措置等も大いに影響しているものと思われる。これに反し、西ドイツのように、法廷警備のため警察官の派遣を要求しながら、法廷内には警察官を入れたがらず、法廷内は少数の法廷警備長によって警備するといった警備の実情が西ドイツの学生事件の審理に影響をおよぼしているかも知れないし、西ドイツにおいては、ナチズムの崩壊によりナチスに協力した裁判所に対する権威が失墜したことがより多く影響しているかも知れない。又アメリカにおいては、前記サンフランシスコ連邦地方裁判所判事の意見のように、アメリカの裁判所は法廷をコントロールする強い力を備えていためアメリカの学生事件の法廷は余り荒れないのかも分からぬが、その裁判所の力もブラック・パンサー関係の事件に対しては万能ではないようである。

そして、これら各国の実情のうち我が国に最も類似しているのはやはり西ドイツのそれであろう。西ドイツでは、法廷斗争の手段についても我が国と類似したものが見られ、その実情は我が国にとっても大いに参考になるものは、法廷斗争の手段についても我が国と類似したものが見られ、その実情は我が国にとっても大いに参考になるもので

のと思われるが、私が訪問した当時は、西ドイツでは学生事件の審理はすべて中止されていたため、学生事件の法廷を見学することができなかつたのは残念であった。

六、むすび

いわゆる「荒れる法廷」の実情は我が国だけのようと考えられていたが、今回の調査の結果では、欧米各国においても大なり小なり共通の現象になりつつあることが判明した。殊に、アメリカでは、前掲シカゴ・エイト事件のように全米でも前例のないような「荒れた公判」の事例が出現したことにより、「荒れる法廷」に対する対策が真剣に検討されている。

そして、このような「荒れる法廷」の傾向は将来益々強まるものと思われ、ニューヨーク大学のカーレン教授も指摘するように、「荒れる法廷」の問題は「裁判制度の終末」にもつながる問題として、司法にとって最も重大且つ困難な問題となるであろう。このような意味において、我々は今後「荒れる法廷」に対する対策の研究を強化しなければならないが、そのためには外国の事例をも研究材料として利用する必要が強まるであろう。

私が課せられた今回の研究題目は、右の意味において極めて重要な研究題目であるにも拘らず、非力のためにその責任を十分に果たし得なかつたが、今回の調査の結果が、この方面における今後の研究についての手がかりともなれば幸いである。

(なお、本報告書中、例えば、「半年位前」とか「現在」とか記載してあるのは、すべて調査時を基準とするものである。)

以上

八一